

名挾箱
稱

人これをこゆれば折るゝとて忌ことありとなむ。これ誤り傳へなり。人倫訓蒙圖彙法論みそ賣賣の處に、曲物に奇麗なるこもをおほひさしになひ。何方にも下にすぐにおく事なし。一方を高き所へもたせ置く人にふみこえさせぬよし。子なき女これをこゆれば、かならず懷妊すといへり。さらば望みても、こゆべき事ならずや。

〔浪花街迺噂〕鶴人當所は坂。大抵天秤商ひをする者が、まへだれかけやす。アレ向を通るのが、雪駄直しでムリやすが、江戸とは大違ひで、アノ通りに後は簾笥前は箱で、笠などはかぶらず。天秤でかつぎやすから、知らぬ人が見ると、何だか分りやせん。

〔和爾雅器用〕

挾箱古近行人以竹挾衣服或袴等令僕擔之元出自挾竹故號挾箱蓋自慶長年中始

〔書言字考節用集〕七財插箱。

〔婚禮里出之部〕細川幽齋老初て當世の挾箱を作り出されたり。夫より此かた竹挾止て、挾箱はやるなり。

〔享保集成絲綸錄十六〕明暦三酉年正月

挾箱制度

櫻田口御門ニ下馬札立之。因茲右御門之内江出仕之面々召連人數被仰出之。
一御城江召連候人數之事

侍三人草履取はさみ箱持六尺四人、

右之人數多不可召連勿論於不事欠者此内をも可爲減少事略中

以上

萬治二亥年九月

出仕之面々御城中江召列人數被仰出之所謂下馬も下乗之橋迄召列人數之覺略中

一挾箱持

二人○中